

《長期欠席のお取り扱いについて》

[長期欠席届の受理]

- 本書面のご提出を以って、YAMAHA MUSIC SCHOOLの「長期欠席」申請が受理されました。

[レッスン料等のお取り扱いについて]

- 期間中のレッスン料および施設費は免除とします。
- お届けいただいた日程の関係で、欠席期間中のレッスン料及び施設費が指定の金融機関口座から引き落とされた場合は、レッスン再開後のレッスン料及び施設費に充当するか、一旦ご返金させていただくか、いずれかの措置をとらせていただきます。

[期間について]

- 表面にご記入いただきました期間を超える場合は、お客様とのご相談により期間を延長するか、一旦退会の手続きをさせていただきます。

[転居の場合]

- 長期欠席期間中に転居される場合は、すみやかに表面記載の担当者にご連絡ください。

[レッスンへの復帰]

- 欠席期間が2ヶ月以上の場合には、元のクラス、曜日、時間等に戻ることができなくなる場合があります。その場合は、復帰いただくレッスン・クラスの調整をさせていただきますので、ご了承ください。
- 個人レッスンを受講いただいているお客様につきましては、原則として1ヶ月間の場合であっても、改めてレッスン曜日・時間を調整させていただきます。

[ご留意点]

- 長期欠席届を出されている期間中でも、その月に1回でもレッスンに出席されると、レッスン料を請求させていただきます。

【転居等でレッスンを再開いただく会場が変更となる場合】

転居等で長期欠席期間中にレッスンを再開いただく会場が変更となる場合は、お手数ですが別途「移動連絡書」をご記入ください。

転居先の最寄のヤマハの会場をご案内いたします。(この場合は移動先の会場での入会金が免除となります。)

現在のレッスンは一旦「退会手続き」をしていただき、移動先の会場で改めて入会の手続きをお願いしております。

長期欠席期間を過ぎても移動先の会場で手続きを行われなかった場合、後日再入会いただく際には、原則として入会金が必要になりますので、ご注意ください。移動先の会場にすぐに継続できるコース・クラスが無く、一定期間お待ちいただく場合はこの限りではありません。

———— お問い合わせ窓口 ————

〈長期欠席のお取り扱いや、レッスン料の引落とし等について〉

表面に記載の特約店へお問い合わせください

〈YAMAHA MUSIC SCHOOLに関するお問い合わせ総合窓口〉

お客様コミュニケーションセンター／ナビダイヤル 0570-075808

※一般電話・携帯電話からは、全国一律 市内通話料金でご利用いただけます。

受付時間：月～金 10：00～12：00、13：00～17：00

(土曜・日曜・祝日・年末・年始・夏期休業期間を除く)